

平成16年度第1回調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会・会議録(要約)

- 1 日時 平成16年12月1日(水)
午後7時から8時50分
- 2 場所 調布市役所5階庁議室
- 3 委員出欠 出席 8名, 欠席 0名
 - ・ 出席委員..神長 勲委員(座長),丸山 光信委員(副座長),河野 久委員,荒木 千恵子委員,小島 嘉子委員,齊藤 亀三委員,鉄矢 悦朗委員,藤生 よし子委員
- 4 傍聴者 10名 (議事8から入室)

次 第

委嘱式

- 1 委嘱
 - 2 市長挨拶
- 第1回調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会
- 1 開会
 - 2 出席確認等
 - 3 事務手続きについて
 - 4 委員自己紹介
 - 5 事務局職員紹介
 - 6 要綱の確認
 - 7 座長の互選,副座長の指名
 - 8 座長挨拶
 - 9 全体スケジュール,今後の開催日程について
 - 10 調布市の取組経過について
 - 11 第2回懇談会について
 - 12 閉会

<決定事項>

- 1 座長を神長委員とする。
- 2 副座長を丸山委員とする。
- 3 会議は公開とし,市のホームページ,議事録で委員名も公開とする。
- 4 第2回は,12月21日(火)午後7時から 庁議室で行う。
- 5 丸山委員,小島委員,鉄矢委員が第2回で,委員としての所信について発表する。
- 6 懇談会の全体スケジュールについては,第2回に神長座長が提案する。
- 7 懇談会の全体スケジュールと第5回以降の日程は第2回以降の決定とする。

* ()内は、事務局注釈

委嘱式市長挨拶

<市長>

委員のみなさまには、ご多用の折、またこのような時間(午後7時開始)から開始する会合に、貢献していただくことを心から感謝申し上げます。この8人の委員の方に、私どもの住民自治、基本を定めるための議論をしていただきたいと思っております。

学識経験者の神長委員におかれましては、総合計画策定推進委員として、これまでも市政全般に色々ご指導いただいています。今一人、学識経験者として河野委員にお願いいたしておりますが、法律に大変造詣が深く、専門書・著書等もおありということで、法律的な観点からのご指導をお2人をお願いしたいと思っております。また市民の6人の皆様、小島委員、齊藤委員、丸山委員におかれましては、従来から市政全般、大変重要な場面において色々な貢献をいただいているわけでございます。今般、また新たなご苦勞をおかけするわけでございますが、ひとつよろしくお願い申し上げます。そして荒木委員、鉄矢委員、藤生委員におかれましては、公募に熱意を持って応募していただきました。ありがとうございます。皆様のご貢献により、我々の行政としての道を定めていきたいと、そのように思っております

この住民自治、この基本的なところを何とか市の実情に沿った形で定めようという動きが、今、日本全国で非常に熱意を持ってなされております。皆様方におかれましては、私の、または調布市役所全体の思いといたしましては、自由なご発想の中から「調布市らしさ」というようなものを浮き彫りにするような提言をいただければ、まことにありがたいなと、それだけ一つお願いをできたらと思います。今日が第1回の懇談会、これを皮切りに議論が深まっていくわけでございます。よろしくお願い申し上げます。

(市長退出)

委員自己紹介

神長委員： 私は、青山学院大学の法科大学院で、行政法と地方自治法をやっています。

丸山委員： 私は、「調布まちづくり市民フォーラム」でも活動しており、資料を見ると、自分で関わったものがたくさん入っています。この中の「市民参加のしくみづくり」については、我々（「調布まちづくり市民フォーラム」）も検討して、市長に提言したものです。我々（「調布まちづくり市民フォーラム」）は今、「市民参加」というものを定着させるには、住民自治基本条例について市民サイドでも検討しようと、第3回くらいまで開催しています。今後この懇談会で検討されていく条例と、どういう形で意見を交換していくのか、皆さんにご相談させていただきたいと思います。

藤生委員： 先月、三鷹の駅前のコミュニティーセンターで「三鷹の自治基本条例が三鷹を変える」というシンポジウムがあり、三鷹、多摩、杉並区の方が見えていました。調布も三鷹、多摩、杉並など他の市区の色々なことを参考にして調布のいいところを作ることができればよいと思います。

鉄矢委員： 東京学芸大学で美術科、環境・プロダクトデザイン研究室の助教授をしています。私は、5・6年前、調布市の文化のまちづくり推進委員会の委員をやったときに、「市民参加プログラム」という提案をし、やっとそれが何とか動き出した。その前の「都市計画マスタープラン」も住民参加で参加しながら、動いていましたので、最後の住民自治基本条例のところはどうなるのか見届けたいと思って参加しました。

齊藤委員： 市政に関しては、総合計画を作るときの懇談会の会長をしておりました。現在は調布市全体の消防団長をしています。代々ここに住んでおり、調布のまちはこれからもいいまちであってほしいと思ひまして委員を受けました。

小島委員： 私も以前、齊藤さんと一緒に、総合計画の委員をしました。現在は健全育成の委員と、コミュニティー推進員をしており、市内20の小学校区に地区協議会を立ち上げて、そのまちのコミュニティーを作っていくという仕事をしています。

荒木委員： 私は、非常に自治を大切にしている組織である生活クラブ生協にずっと属しており、自治には非常に関心があります。生活そのものも「自治」だし、個人個人も「自治」だし、その「自治」ということを各自が認識しながら生活すれば、ずいぶん良くなるのではないかというのが根底にありますので、調布市らしい自治を作ることには是非参加したいと思い、応募しました。

河野委員： 私は昨年9月に調布市民になりました。法律について勉強してきましたが、条例は初めてですので、皆さんと一緒に取組んでいきたいと思っています。

座長の互選

（互選により、座長は神長委員。座長の指名により副座長は丸山委員に決定）

神長座長： では第1回の議事に入る前に、事務局の方からいくつか確認事項を。

懇談会の公開及び会議録について

（事務局から説明 議事録と懇談会の公開を確認。議事録は要約とする。）

神長座長： 私は、総合計画の策定の方で4、5年市政に携わっており、地方自治法もやっていたということで、ここへ来ていますが、活発な議論を楽しみにしています。

では、今後の懇談会全般のスケジュールですが、我々の大枠としては、条例の案文を作るのではなく、どういう考え方で、どういう条例を制定するのかということを考えて認識していますが、事務局の考えるスケジュールを説明してください。

事務局：平成17年度に住民自治基本条例制定できればということで、平成17年10月までに12回ぐらい開催し、まとめ・報告をいただけたらという案です。まとめ・報告をいただいた後、すぐに条例案をまとめることができれば、平成17年12月議会に上程、もしくは、平成18年3月の議会にとも考えております。中間まとめ、それについての報告については広く市民の皆様にお知らせして、ご意見を募る過程が必要であると思います。

鉄矢委員：たぶん、事例研究しながら色々出てくると思います。

丸山委員：先ほど座長から、この会は条例が必要かどうかということから議論して、それに基づいてどういう範囲を検討するか、どういう項目を入れるかを議論するというお話があったが、条例の文面までは我々関与しないということなのか、お聞きしたい。

事務局：実際の条例案文まではむずかしいのではないのでしょうか。資料の中で、三鷹市自治基本条例要綱案を参照すると、ほぼ条例の体裁までありますが、例規文の作り方のルールに則った細部まではしませんとあります。この(三鷹市の)要綱くらいにまとめていただければ、例規文にしていく作業は市の方でと考えています。

丸山委員：実際に条項を我々で作って見ないと、我々が意図したものと行政の方で作ったものの温度差が出てくるのではないか。

鉄矢委員：条文作るのに集中すると、条文の体裁だけに追いかけてしまう不安がある。市長の話(委嘱式挨拶)に「調布らしい」という、とてもむずかしい課題がある。住民自治条例は、(どの自治体でも)似通う部分があり、その部分まで含めてチェックするのか、ある突出した部分に関して議論を重ねるのか、どちらがいいのか私もちょっと疑問です。全体的に把握して、全部の条文に関わっていくのか、特徴ある部分、都市化とか地下化とか、東京都心ではなく、ちょっと離れた所である調布としての考え方の話ができればいいのか。また、プロにある程度のラインをまず書いてもらうやり方もある。

齊藤委員：良いか悪いかは別にして、我々が最後の条文の一字一句まで関わるのはかなりの労力を要するし、法律的な素養というものが要求される。このタイムスケジュールは要綱を出すまでのもので、そこから先は、まだこれから作るという感じではないか。自治に関する全般的なことを議論していくと、10回~12回という回数ではまとめ切れない。例えば総合計画の懇談会では、大筋を出して、1回区切ってまた細かく検討して、先生方のような策定委員さんに議論をしていただくという形をとっている。

ここから要綱を出し、我々が意見を出したことについて、実際の条文にそれが反映されるかは、チェックをする方法があるはずですから、それを明確にしてから進めた方がいい。全員が関わるのではなく、条文についてはまた違った形でチェックをして、内容を反映させることが必要だと思います。

神長座長：確かに、ここでいくら活発な議論をしても、できあがったものを見るとえらくギャップがある可能性もある。荒木さん、小島さん、いかがですか。

荒木委員：この日程では条文作りまでは難しい。私たちの発言が本当に活かされているかどうかチェックがきちっとされる仕組みづくりがされればよいと思います。

神長座長： 私の関心は、いかに活発な議論を展開するかです。ただ、スケジュールや回数もある程度念頭に置かざるをえない。今、お二人がおっしゃったように、事後にチェックができるシステムをしっかりと作っておくのが一つ、もう一つは、せっかく河野委員というエキスパートがいますから、例えばこの案文は譲れないとかいうことを、三鷹よりもうちょっと踏み込んで示してはどうでしょう。

藤生委員： 私たちでは要綱案までかと。一応要綱案まで作って、そこで一回寝かせて、また私たちが「ここはこうした方がいいのではないか」とチェックしてよりよいものに。

齊藤委員： ここでまず基本的な考え方を出して、条文を作る。それも大事。さらに大事なものは、現実にそれを運用してもらうということ。一番大事なものはそこ。そこまでの仕組みを含めてこの懇談会できちっと議論をしていくことが大事。

神長座長： それともう一つ、法律をやっている立場としては、議論の中で、法律とちょっとぶつかってしまう、条例にするには問題があるとか、そういうことがあると思います。

河野委員： 要綱作りということで、範囲を固めていけばいい。我々委員は条文とのギャップがわかるのですから、ギャップの出そうなところは、解釈が幾通りにも分かれることにならないように、要綱をきちっと書く。あるいは、書ききれないところには多少付記をする。それで懸念はかなり払拭される。要綱も、丁寧に書けるところは丁寧に書き、部分的には、それがそのまま例規になるようなものもあっていい。ここは間違っただけで困るといったところは書いておく。

丸山委員： 私が懸念するのは、「この日程にこだわるのか」ということ。三鷹の例として、私も第三次案の答申のときに出ましたら、行政の作った案と、自分たちの案があるから、行政に対して、「住民自治のここここが違う」と明確に言える。三鷹の場合でも、実際そういう会に出てみると、役所言葉を使うなとか、意見の相違点について公開の討論会をやらないとすり合わないということが出てくる。同じ「市民参加」という言葉でも、行政サイドと市民サイドでは温度差があり、我々が言っているのとやっぱり違うというものがでてくると思う。そこをどうやって埋めていくか。

神長座長： 行政側がどんなことを今イメージし、何を考えているのかは、私にはわかりませんが、私に課せられた役割は、これだけは我々の意見として譲れないというところを出す、あるいは、積極的な提言。「こうしないと調布は楽しくないじゃないですか」ということは、どんどん言う。せっかくのチャンスですから、我々の中だけじゃなくて行政側とも活発な意見を交わして、第2回のときに、今まで伺った意見を私がまとめて、「こういう風にしてこれから進めていきたい」というような提案をしたい。

鉄矢委員： 丸山委員もおっしゃったように、この後どういう風に運用するか、そのルールをどこで、条例になるまでを誰が、どう見つめられるのか、それに異議申し立てがどういう風に行えるのかということが、ここで提言できるかもしれない。

神長座長： または引継ぎ時にやるべき。条例を作るのは議会ですが、言いたいことをきちんと言って、フォローし、チェックするシステムについてもきちんと言う。

では、次回、今のご意見をまとめて文書化して、箇条書きにして、今後の議論の踏み台にしたい。我々が、その後のスケジュール延長も要求するのであれば、行政側もそれを考慮するでしょう。

事務局： 事務局としては、委員のご都合を第一優先にしていきたい。

神長座長： もう一つ大事なこととして、今までどういう経過をたどってきたかという話を伺い

たいが、次回としたい。12月の第2回については、「事例等の研究」と書いてあるが、何か「こういう焦点を絞って事例を切りたい」というのがあれば。

丸山委員： 私は、市民サイドだけでこの条例を作るという検討会をしていて、もう学習会をやっていますから、必要であれば、資料を持ってきてもいい。

鉄矢委員： 住民自治条例ができて、何が変わったのか知りたい。条例文を並べられてもわからない、効果があったのかどうなのか。先進事例がもう走り出しているのだから、何らかの反応を知りたい。どなたかに聞くのではなくて、「あるまちはここここが非常に効いている」とか「ツボにはまっている」とか、そういうことが聞きたい。市民サイドに効いたとか、行政側がすごく働きやすくなったとか、行政側にすごく負担が大きくなった割にはたいしたことないとか。

神長座長： 調布で条例を作ろうとしているわけだから、特に調布市ということで、委員の中から2名ほどでプレゼンテーションをするのはどうでしょう。「こういう趣旨を盛り込みたい」とか「こういう風なことはどうだろうか」というようなことを聞いてみたい。

ニセコみたいに町長が主導でというのもひとつのやり方だが、我々は、この時期にやるのですから、腰を据えて、調布ならではの問題提起をしていただけると、進むのではないか。

小島委員： 条例を作る目的は「この調布を皆がどれだけ大事にしているか」と「今それほど長く住んでなくても、これからこのまちをどれだけ皆が大事に作っていくか」ということであるのかなど。それを第一番として色んなことを考えていけばいい。今おっしゃったように、調布のどこを大事にしていくのかということのを皆でまず考えていくということも大事。

神長座長： 住民参加となると、色んな話をしたいというのが当然出てくる。それを無視するわけにはいかない。それを踏まえて「調布の条例を見ると何か面白いことが書いてある」というものにするためには、皆でもって意見を出し合う。よそのものを取るのではなくて、やっぱり「調布はここが一番」とか調布ならではの要綱を作りたいとか。

丸山委員： 「市民参加プログラム」を策定する作業に関ったとき、初め、行政から報告書が出てきた。それを受けて市民サイドで、それに対する提言書を出した。それから色々検討して出てきたのが、「市民参加プログラム(資料)」であるわけです。だから、この中には我々の提言した要求とか、要望が入っているとは思いますが、「では、いつからこれをやるのか」「これをやるについて予算を出すのか」とか、そういう具体的なことがはっきりしない。ということは、私に言わせれば絵に描いた餅。それなら、これを本当に実施させるとか、その裏づけとして条例を作って、これをバックアップするとか、そういうような形で活かしていきたいという思いがあります。

神長座長： では、丸山委員には、今までの市民活動を踏まえて、発表をお願いします。鉄矢さん、どうですか。

鉄矢委員： やります。

神長座長： どういうデザインをやっているのですか。全体的なイメージというか、まち整備でのデザインを、どういう風に考えるかというのは、非常に大事だと思っています。10分に限定してプレゼンテーションをやってみましょう。この調布のまちの地理的なことなどを頭に入れながら、視覚的なデザインの観点から何をやっていくか。それは条例に関わるかもしれない。あとは女性もいかがでしょう、小島さんお願いします。

では、次回は丸山委員，鉄矢委員，小島委員に 10 分ぐらいで発表していただくことにします。資料は事前にいただくといいですね。調布が今までこの問題にどう取り組んできたかの経過説明は、短くならないですか。

事務局：では、紙 1 枚にして。

神長座長：市が色んな活動をやっているけど、市内はどういう風になっているのかとか、共通認識を持ちたい。あとは、市民アンケートはどうなっていますか。

事務局：市民アンケートもまとめていまして、結果を事前送付でお送りします。

神長座長：駅降りたら、二つのものが目に付いた。一つは、工事の囲い（京王線連続立体交差工事）ですが、あれは何年ぐらいかかるのですか。

事務局：およそ 10 年です。

神長座長：あと、（調布駅南口の）「屯所」は長期的なものですか。

事務局：（「新選組！」放映中であるという）時節柄、「屯所」とつけました。平成 16 年度から始めておりますが、平成 17 年度も続けるのかはまだ決定していない。

神長座長：立体の問題とか、工事で市民生活がどう変わるのか、変わらないのかといったことは大事。それから、市民が一番欲しているのは安全の問題であると、どこの自治体でもそう言いますね。

事務局：スケジュールのことですが、調布市は平成 17 年度で市制施行 50 周年を迎えますから、調布市がちょうど 50 年のときに自治基本条例を設置したというのは、後々で振り返りやすい。ただあまり「50 周年を目途に作る」というと、スケジュールありきになる懸念があって、そういう表し方はしておりません。もし先ほどのような形で平成 17 年度制定につながれば、調布が半世紀経ったときにこういう根本的な基本条例を制定したというのは、後に振り返ってもわかりやすいという気がしています。

神長座長：屯所に象徴されるようなことを、市政としては非常に力を入れるのだという情報を市民に提供しつつ、そうすると、条例作りで市でも入れざるを得ないですね。

齊藤委員：例の屯所は、全体的に治安が悪化している中で、色々な要望、ご意見があって作った。ところが、今年は先月（11月）15日の連続放火事件以来、先週の23日までの間に、放火と思われる件、失火、自損、自殺絡みのことも含めて集中的に火災が発生し、お二人亡くなっている。そのために、テレビとか新聞でも取り上げられて、調布は火災が多いので有名になってしまった。そういう中で、屯所を作った目的とはちょっと違っているかもしれないけども、全般的な治安という意味合いで、消防団も先週から、市の職員さんも今週末から夜警をする。消防団の場合は、ある程度警戒区域を決めてやっていますが、全団でやっています。死亡事件が起きていますので、警察に捜査本部もできている。いろんな意味であの屯所が象徴になっているのが現状です。特に放火事案については、複数の放火犯の可能性が高く、一人は昨日（11月30日）捕まりましたが、団としては、当分この警戒は続けるという考えであります。

神長座長：私は毎日ここで暮らしているわけではないですけども、やっぱり駅を上がってくると、屯所は目につきます。そういうことを抜きにして基本条例で「清い水と緑」なんて言っても、市民にはピンとこないですから。

齊藤委員：全国に消防団長の仲間がありまして、聞きますと、やっぱり地方は放火事案というのが極端に少ない。「村社会」と言うとおかしいですけど、皆知っている中では事件がない。東京の、特に調布みたいな所は、非常に多い。そういう意味では、こうい

う事件が続いたために、市民の皆さんは、火災も含めて防犯とか安全ということに対する意識が、急激に高まっているのは確かです。

神長座長： 基本条例は、市民が何を望むかをしっかり踏まえながら作りたい。

鉄矢委員： 傍聴の方がたくさんいらっしゃるので、中間報告のパブリックコメントの段階まで意見を聞かないのは損。後で我々委員の中で目が通せるようなものが欲しい。

事務局： 傍聴の方にはご意見・ご要望等があれば書いていただく様式を用意しました。事務局で回収いたしまして、委員の皆様が開示したり、この会議の中で取り上げたりということも、ご了解をいただいた上で書いていただくようにしています。

丸山委員： 私が申し上げたように思ったのは、全く同じことで。この要綱に「意見の聴取」ということで、「座長はその必要があるときには意見を聴くことができる」とある。せっかくたくさんの方が見えていますから、アンケートもいいのかもしれませんが、発言の機会を叶えていただきたい。

神長座長： それは私が独断で決めるのではなくて、皆の合意があれば、ということは充分わかまえています。今日、感想などありますか。

傍聴者1： ある懇談会、審議会では、もし会議の最後に時間があつた場合には、「傍聴者の中でどなたか一人、ご意見ご参考、感想ありませんか」と、3分くらいありましたので、今みたいな形にしていただければありがたい。

傍聴者2： スケジュールの説明で、来年の12月とか、再来年の3月ぐらいに議会に上程したいという話があつたが、要綱を作るに際しては、市民の意識の醸成が最も重要ではないか。懇談会の8の方が話し合う中で決めていくのではなく、もっと市民の意識を高めていく形で作っていくのが本来の姿。そういった形で話し合つて欲しい。

神長座長： こちらも当然です。ただ、懇談会だとアイデアといいますか、考え方を考えているときには、今おっしゃつたような「市民意識を高める」といった作業は、同時進行だとちょっと手に余ります。あとはどうやって行政と知恵を出し合うか、というようなことは考えています。

次回日程は平成16年12月21日 午後7時から 市役所 5階 庁議室